

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

思考実験

初めて出合う問いに思考を巡らす「思考実験」。発想力を鍛える。パズル作家の北村良子氏は「思考実験には用意された正解はなく、間違った結論もない。自由に考え、自分なりの答えを見つけ出せばいい」と。脳は省エネで機能しようとする。庭木の枝を剪定するように、いつも使われる回路の他は切り捨てる。その結果、思考はマンネリに、斬新なアイデアの発想は望み薄になる。思考実験の効果を高める習慣。1. 睡眠、2. ぼんやりする、3. 瞑想する、4. 新しいことをする、5. 効率重視を求めすぎない。日頃から脳をいい状態に保てば新たな回路が機能し、斬新な発想や素早い問題解決が可能に。(Fole・村山京子)

ヒント

税務 ミニガイド

令和5年度(第73回)税理士試験は、8月8日から8月10日までの3日間、11科目で実施されます。今回の試験から会計科目(簿記論・財務諸表論)については、受験資格要件が撤廃されたため、高校生でも受験が可能となっています。また、税法科目の受験資格要件も緩和されています。



所得税・相続税の 障害者控除

□所得税の障害者控除

所得税の計算において、本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者に該当する場合には、障害者控除（所得控除）の適用を受けることができます。

障害者控除額は、一般の障害者は1人について27万円、特別障害者は1人について40万円、同居特別障害者は1人について75万円です。

□対象となる障害者

障害者控除の対象となる障害者とは、①精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により、知的障害者とされた人、②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、③身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある人として記載されている人、④常に就床を要し、複雑な介護を要する人（引き続き6月以上にわたり身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排便等をすることができない程度の状態にあると認められる人）、などをいいます。

□特別障害者

特別障害者とは、障害者のうち、①精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人又は重度の知的障害者と判定された人、②精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている人、③身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されている人、④常に就床を要し、複雑な介護を要する人（引き続き6月以上にわたり身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排便等をすることができない程度の状態にあると認められる人）、などをいいます。

なお、同居特別障害者とは、特別障害者で本人又は配偶者その他の同一生計親族と同居して



○乾杯の音頭。英語はチアーズ、中国はカンペイ、韓国はコンベ、フランスはサンテ、スペインはサルー、ドイツやオランダはプロースト、ロシアはザ・ズダローヴィエ、デンマークやスウェーデンはスコール、フィンランドはキッピス、トルコはシェレフェ、ベトナムはヨー、ブラジルはサージュ、ポーランドはナ・ズドロヴィエ。イタリアはチンチン、サルーテ。



いる人をいいます。

□相続税の障害者控除

相続税の計算において、相続や遺贈で財産を取得したときに日本国内に住所がある人が、障害者に該当して、かつ法定相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）である場合には、障害者控除（税額控除）の適用を受けることができます。

□障害者控除額

相続税の障害者控除額は、相続開始の日からその人が満85歳に達するまでの年数1年（1年未満の期間については、1年に切り上げ）について10万円（その人が特別障害者の場合は20万円）となります。

なお、その人が過去にも障害者控除の適用を受けている場合には、控除額の計算方法が異なります。

□控除しきれない場合

障害者控除額が、その障害者本人の相続税額を超える場合には、その超える部分の金額については、その障害者の扶養義務者（配偶者、直系血族及び兄弟姉妹のほか、3親等内の親族のうち一定の要件に該当する人）の相続税額から差し引くことができます。

財産債務調書の 概要と改正

この度、国税庁に対する情報公開により財産債務調書の加算税の軽減と加重制度の運用実績が明らかとなりました。

1. 財産債務調書とは

3の通り、令和5年以降は改正されますが、現在では、主に所得税等の確定申告書を提出する必要がある方であり、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産またはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する場合に財産債務調書を確定申告書と同様に3月15日までに提出する必要があります。

財産債務調書には、財産の種類、数量および価額ならびに債務の金額その他必要な事項を記載したうえで、納税地の所轄税務署長に提出し

なければなりません。

2. 加重税軽減と加重制度

財産債務調書の提出義務のある人が、調書の未提出、記載漏れをした財産・債務に起因する所得税や相続税の修正申告をした場合、それに基づく本税額の5%の加算税に加重を行います。一方で、調書を提出期限までに提出していたケースで記載した財産・債務に起因する所得税や相続税の修正申告をした場合、5%軽減されます。現在、各地の国税局は税務調査に当たり、財産債務調書の提出の有無、財産・債務の記載漏れの有無等の確認の徹底を図っています。

3. 制度の改正

令和5年度からは同制度が改正され、財産債務調書の提出義務者は、その年の12月31日時点で、合計10億円以上の財産を保有する人が対象となっています。これに該当する場合で、2で記載したような場合は、これまでと同様に加算申告加算税の軽減や加重等に該当する場合がありますので、気をつけて下さい。なお、財産債務調書の提出期限は、その年の翌年の6月30日までに延長されました。

ナマの税務相談室

Q お久しぶりです。今回は、微妙な事案を相談されて困っています。

A 税務は大切な金銭に関わる交通整理に關するものですから、お悩みはご同情申し上げます。

Q 被相続人甲と妻乙、甲乙と生計を別にする長男A及び長女Bの人間関係です。事前に甲は公正証書で自分の遺産を乙、A及びBに相続させるべく財産目録を添付して遺言書を作成していました。

内容の概略は複数の特定の不動産をA及びBにそれぞれ相続させる旨が明示されていて、その他の財産のすべてを妻乙に相続させる比較的良好なパターンでの遺言書でした。

ところが、いざ相続の段階で、甲名義の銀行の貸金庫を開けてみると、中からAとBの名義で10年前に預入している定期預金があり、満期時に自動継続のものが発見されたのです。

遺言対象外の預金出現、 さてどう判断するや？

その預金証書と預入手続きの際に使用した印鑑もありました。

A そうですか！それで今回その始末を巡っ

てのご相談ということですね。微妙な事案で嬉しいやら税務申告がらみで困ったやらで複雑ですね。

Q そうなんです。A及びBはこの経緯について何も知りません。相続税の税務申告にはどのように対処すれば宜しいでしょうか。

A 結論から申し上げますと遺産分割協議書を作成しその定期預金はA及びBが相続することが税務処理として無難と考えます。

預入期間が10年ということで贈与税の課税の期間制限を超えていて課税関係はないという判断もありですが、贈与は、贈与者と受贈者との意思確認で決まります。この場合、贈与の意志判断等、民法の要件を考えると贈与とするには無理があると考えます。

ナマの税務相談室

所得税・住民税の課税方式の統一

令和5年度分まで個人住民税の税務申告では、上場株式の配当及び株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について、所得税での申告内容と異なる源泉分離課税（申告不要）を選択することが出来ました。その場合に、令和3年分、令和4年分の所得税の確定申告書では、確定申告書における個人住民税に係る附記事項への記載のみで、翌年度分の住民税の申告手続きが完了できるように、手続きが簡便になっていました。

課税所得900万円未満の場合には、通常は、所得税では配当控除適用の総合課税を選択し、住民税では申告不要の選択をします。課税所得900万円未満の場合、配当控

除率適用の所得税の実質（23% - 10% < 源泉税率15%）をみると、所得税では有利選択であることがわかります。しかし、配当控除率適用の住民税の実質税率（10% - 2.8% > 源泉税率5%）をみると、住民税では不利選択であることがわかります。でも、全体を統一すると、（23% - 10% + 10% - 2.8% > 源泉税率20%）と、少しだけ不利選択になります。手続きは簡便でも、有利不利選択には実際の所得税額と住民税額の合計を比較する作業が必要になり、やや複雑になります。

なお、本当の有利不利の選択は、所得税額と住民税額の合計を比較するだけでは済みません。住民税の合計所

得金額は、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の料額に直接連動しており、さらに、医療機関等における窓口負担割合、高額療養費自己負担限度額等にも影響しています。これらを含めて判断しないと本当の有利不利の判断になりません。

手続き簡素化された所得税・住民税有利不利選択の制度は内容が複雑すぎたのか、今年の所得税・住民税の確定申告を最後に廃止され、所得税と住民税との課税方式は統一される事になりました。それでも、有利不利の選択の課題はなお残っています。総合課税（配当控除）と申告不要（源泉分離）との選択の課題です。特に、上場株式などの譲渡損失の損益通算や損失の繰越控除の適用が受けられる場合には、相変わらず有利不利選択判断をする課題が残っています。

「美しや 月の中なる 盆の人 暁台」
夏祭りや納涼イベントに 会社が出す広告や寄付金等の 確な処理が必要です。
暑いです。「八月や ひと 山売りの へほ胡瓜 真砂 女」。夏休みはまだまだ。
「子等とまた ながき八月 きりぎりす 羽公」。 宿題は終わったのだからか。
「速雷に ながき八月も 閉じにけり 登四郎」
8日立秋、23日処暑。



一人では何もできぬ。だが、まず誰かがはじめなければならぬ。

（劇作家 岸田國士）

8月の税務メモ

| (国 税) | | (地方税) |
|------------------------|-----|-------------------|
| ○7月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く） | 10日 | ○7月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| ○6月決算法人の確定申告 | 31日 | ○6月決算法人の確定申告 |
| ○12月決算法人の中間(予定)申告 | 〃 | ○12月決算法人の中間(予定)申告 |
| ○個人事業者の消費税中間申告 | 〃 | ○個人事業税の第1期分納付 |
| | 〃 | ○個人住民税の普通徴収第2期分納付 |
| | 〃 | ○個人事業者の地方消費税中間申告 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。